

“住民税” 令和4年度から適用される主な税制改正

1. 住宅ローン控除特例の延長等

新型コロナウイルス感染症等に関する税制上の措置として、「住宅ローン控除（住宅借入金等特別控除）」の控除期間は、令和3年度まで一定の要件を満たすことで13年間住宅ローン減税の特例適用を受けることができるようになっていました。

今般、一定の条件のもと令和4年12月31日までに入居された方についても、これまで同様13年間の住宅ローン控除が適用されることになりました。

入居した年月	平成21年1月 ～令和元年9月	令和元年10月 ～令和2年12月	令和3年1月 ～令和4年12月
控除期間	10年間	13年間 ※1	13年間 ※1 ※2

※1：消費税率が10%の方のみ特例が適用されます。8%の方は10年です。

※2：特例適用は以下の期間内に契約している場合です。

・注文住宅…令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間

・分譲住宅等…令和2年12月1日から令和3年11月30日までの間

（上限額等詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。）

★住宅ローン控除額とは…

R4年度の個人住民税
の住宅ローン控除額 = R3年度の所得税における
住宅ローン控除可能額 - R3年度の所得税額
(所得税の課税総所得金額等の7%、最高136,500円を上限とする。)

(注) 上記の内容については、今後変更となる場合があります。

2. セルフメディケーション税制の見直し

セルフメディケーション税制の見直しにより、適用期限が令和8年12月31日まで延長されます。

◆セルフメディケーション税制とは

“健康のための一定の取り組み”を条件に、確定申告等で「医療費控除」か「セルフメディケーション税制」のいずれかを選択できる制度です。対象となる条件は以下のとおりです。

①控除について

・対象医薬品を年間12,000円を超えて購入した場合、その超える部分の金額（上限88,000円）について、その年分の総所得金額等から控除します。

・対象医薬品（スイッチOTC医薬品）は薬局でご確認ください。

②“健康のための一定の取り組み”とは

・健康保険が実施する人間ドックや特定健康診査などの健診

・インフルエンザ予防接種

・市町村が実施するがん検診

・勤務先が実施する定期健康診断（いわゆる事業者健診）

③控除に必要なもの

医薬品および健診等のレシートまたは領収書（原本）、健診の結果通知書（写し可）

（電子申告の場合は提出は不要ですが、5年間の保管が必要です）

3. 退職所得課税の適正化

勤続年数5年以下※の従業員については、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額の2分の1の額を課税対象としていましたが、その控除した後の金額のうち300万円を超える部分については2分の1ではなく役員と同様、全額が課税されることになりました。（ただし、令和4年1月1日以降に受給する分からの適用。）

※5年超の場合は従来通り2分の1課税の適用となります。

4. 申告書等への押印の見直し

確定申告書等の税務署長あての国税関係書類や、地方公共団体の長に提出する住民税申告書等への押印が原則不要になりました。（ただし、実印の押印等を求める手続きは除く。）